

# 一 般 資 金

## ～経営力向上関連保証制度～

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている特定事業者（組合含む）で、以下のいずれかの方</p> <p>（1）中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」を策定し、主務大臣の認定を受けている方</p> <p>（2）（1）の要件を充足し、且つ資産超過や法人・個人の分離等の特定の要件を満たす方</p> <hr/> <p>《特定事業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>		
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p>&lt;原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可&gt;</p> <hr/> <p>◆経営力向上計画に従って行われる以下のいずれかの事業資金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     融資対象となる方（1）の場合                      新事業活動の実施及び事業承継等（事業承継等事前調査含む）に必要な資金                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     融資対象となる方（2）の場合                      事業承継等に必要な資金                 </td> </tr> </table>	融資対象となる方（1）の場合 新事業活動の実施及び事業承継等（事業承継等事前調査含む）に必要な資金	融資対象となる方（2）の場合 事業承継等に必要な資金
融資対象となる方（1）の場合 新事業活動の実施及び事業承継等（事業承継等事前調査含む）に必要な資金	融資対象となる方（2）の場合 事業承継等に必要な資金		
融資利率	◆取扱金融機関が定める固定金利		
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>※普通保証とは別枠（ただし、保証協会の経営力向上関連保証での利用可能額（別枠）の範囲内）</p>		
担保・保証人	<p>◆保証協会の信用保証が必要</p> <p>◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p> <p>なお、融資対象となる方（2）の場合、連帯保証人は不要</p>		
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可</p>		

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。